

統計学

第 122 号

研究論文

米国統治期における琉球政府統計の歴史の変遷

..... 伊良皆千夏 (1)

海外統計事情

Session overview “Poverty and Inequality: New Challenges and New Statistical Responses”

The Virtual 63rd ISI World Statistics Congress 2021, The Hague

..... Eliseeva, Irina I. and Dekina, Maria P. (15)

追悼

大屋祐雪会員を偲んで

..... 森 博美 (17)

本会記事

経済統計学会第65回(2021年度)全国研究大会・会員総会 (20)

支部だより (31)

投稿規程 (33)

2022年3月

経済統計学会

創刊のことば

社会科学の研究と社会的実践における統計の役割が大きくなるにしたがって、統計にかんする問題は一段と複雑になってきた。ところが統計学の現状は、その解決にかならずしも十分であるとはいえない。われわれは統計理論を社会科学の基礎のうえにおくことによって、この課題にこたえることができると考える。このためには、われわれの研究に社会諸科学の成果をとりいれ、さらに統計の実際と密接に結びつけることが必要であろう。

このような考えから、われわれは、一昨年来経済統計研究会をつくり、共同研究を進めてきた。そしてこれを一層発展させるために本誌を発刊する。

本誌は、会員の研究成果とともに、研究に必要な内外統計関係の資料を収めるが同時に会員の討論と研究の場である。われわれは、統計関係者および広く社会科学研究者の理解と協力をえて、本誌をさらによりよいものとするを望むものである。

1955年4月

経済統計研究会

経済統計学会会則

第1条 本会は経済統計学会（JSES：Japan Society of Economic Statistics）という。

第2条 本会の目的は次のとおりである。

1. 社会科学に基礎をおいた統計理論の研究
2. 統計の批判的研究
3. すべての国々の統計学界との交流
4. 共同研究体制の確立

第3条 本会は第2条に掲げる目的を達成するために次の事業を行う。

1. 研究会の開催
2. 機関誌『統計学』の発刊
3. 講習会の開催、講師の派遣、パンフレットの発行等、統計知識の普及に関する事業
4. 学会賞の授与
5. その他本会の目的を達成するために必要な事業

第4条 本会は第2条に掲げる目的に賛成した以下の会員をもって構成する。

- (1) 正会員
- (2) 院生会員
- (3) 団体会員
- 2 入会に際しては正会員2名の紹介を必要とし、理事会の承認を得なければならない。
- 3 会員は別に定める会費を納入しなければならない。

第5条 本会の会員は機関誌『統計学』等の配布を受け、本会が開催する研究大会等の学術会合に参加することができる。

- 2 前項にかかわらず、別に定める会員資格停止者については、それを適応しない。

第6条 本会に、理事若干名をおく。

- 2 理事から組織される理事会は、本会の運営にかかわる事項を審議・決定する。
- 3 全国会計を担当する全国会計担当理事1名をおく。
- 4 渉外を担当する渉外担当理事1名をおく。

第7条 本会に、本会を代表する会長1名をおく。

- 2 本会に、常任理事若干名をおく。
- 3 本会に、常任理事を代表する常任理事長を1名おく。
- 4 本会に、全国会計監査1名をおく。

第8条 本会に次の委員会をおく。各委員会に関する規程は別に定める。

1. 編集委員会
2. 全国プログラム委員会
3. 学会賞選考委員会
4. ホームページ管理運営委員会
5. 選挙管理委員会

第9条 本会は毎年研究大会および会員総会を開く。

第10条 本会の運営にかかわる重要事項の決定は、会員総会の承認を得なければならない。

第11条 本会の会計年度の起算日は、毎年4月1日とする。

- 2 機関誌の発行等に関する全国会計については、理事会が、全国会計監査の監査を受けて会員総会に報告し、その承認を受ける。

第12条 本会会則の改正、変更および財産の処分は、理事会の審議を経て会員総会の承認を受けなければならない。

- 付 則
1. 本会は、北海道、東北・関東、関西、九州に支部をおく。
 2. 本会に研究部会を設置することができる。
 3. 本会の事務所を東京都文京区音羽1-6-9（株音羽リスマチックにおく。

1953年10月9日（2016年9月12日一部改正[最新]）

米国統治期における琉球政府統計の歴史的変遷

伊良皆千夏*

要旨

本稿の目的は、米国統治期における琉球政府統計の歴史的変遷を明らかにすることを通じて、その特質を分析することである。

戦後、琉球政府は限られた予算や統計職員数、統計専門家不在などの制約条件下で、独立した1地域として行政資料となる政府統計を作成する必要があった。同時に、標本抽出理論に基づく調査の実施も課題であった。琉球政府の中央統計局は、少数の標本抽出理論に基づく調査に注力することで正確さの向上を図った。しかし、他部局からの行政資料となる統計への要望が強く、有意抽出法による調査や表式調査がふたたび用いられた。琉球政府統計は、行政資料の拡充と標本抽出理論の正確さとの間に妥協点を見出す必要があったのである。1961年以降、日本政府からの援助受け入れ開始により統計調査の拡充と標本調査の整備が同時に進展する一方で、日本本土の統計との比較可能性が新たな課題となった。

キーワード

統計史、政府統計、統計調査、比較可能性、琉球政府

1. はじめに

1.1 研究の目的

本稿の目的は、米国統治期における琉球政府統計の歴史的変遷を明らかにすることを通じて、その特質を分析することである。

戦後、沖縄は米国の統治下に入ったことで、1つの独立した地域である「琉球」として行政運営を担うこととなった。そのための行政資料として、国家の政府統計に相応する一通りの統計を作成することが必要であった。後述するように戦前の組織や職員が利用できなかった琉球は、組織、法規、統計体系などをはじめから形成しなければならなかった。本稿は、戦後になって形成、展開されていった琉球の政府統計の歴史的変遷を明らかにする

ことによって、それが持つ特質について分析を行うことを目的とする。分析の際には、琉球の統計職員および招聘された日本の統計専門家が統計のどの要素を重視していたのかに着目する。

米国統治期における琉球政府統計の歴史に関する研究は、管見の限り2点のみである。高橋・野元・野村・鈴木(1971, 1972a, 1972b, 1975)は日本返還前後において、琉球政府の中央統計局や他部局の協力に基づき琉球の統計調査、組織、法規などを網羅的に報告した。また、川手(2016)は米国統治期における琉球の国勢調査が、日本本土との「連続性」を有していたことを明らかにした。しかしこれまでの研究では、琉球の政府統計全体を俯瞰した歴史的変遷の分析は未着手である。

以下では、次節で琉球の政府統計が有する制約条件を確認する。2章では1952年から56

* 院生会員、一橋大学大学院
e-mail : ed153001@g.hit-u.ac.jp

年、3章では57年から60年を対象に、主要な政府統計調査の開始、改定、廃止とその際に重視された要素を分析する。4章では61年の池田・ケネディ会談を契機に琉球の政府統計が新たな局面に入ったことを明らかにし、5章で総括を行う。使用した主な資料は、琉球政府行政主席統計局および統計部刊行の『琉球統計報告』、企画統計局刊行の『統計月報』、計画局統計庁および企画局統計庁刊行の『琉球統計月報』、企画局統計庁刊行の『沖縄統計月報』、そして沖縄県公文書館所蔵の「琉球政府文書」である¹⁾。なお組織、施設の名称および役職などは、当時のものを用いた。

1.2 戦後琉球の概要

統計調査について検討する前に、琉球政府とその中央統計局設立の経緯を概観する²⁾。

1945年から日本に返還される72年まで、琉球は米国の統治下にあった。行政組織として、米国軍による統治機構である米国民政府と、その下部組織である住民による自治政府が設置された。当初は沖縄本島、宮古、八重山、奄美の各々に自治政府が置かれたが、52年には琉球政府という1つの組織となった。本稿が対象とする時期は、琉球政府設立に伴い中央統計局が設置された1952年から、日米共同声明により返還が正式に決定された1969年までとする。琉球政府の設立以降の米国民政府は、経済や物価などの統治全体に影響する案件を除き、基本的には行政運営を琉球政府に委ねており³⁾、統計についての米国民政府の関与は薄いものだった⁴⁾。なお米国軍や米国民政府は、統計調査の対象外とされた。

琉球政府統計は、以下のような制約を抱えていた。まず、戦前には日本の1つの県であったために統計調査の立案や設計の経験はなかった。加えて、第二次世界大戦のために戦前の地図情報、組織、職員などの利用が困難であった。沖縄本島は第二次世界大戦による損害が大きく、地形は著しく変容し、境界標

識や土地関係書類も消失しており（沖縄県土地調査事務局編（1975, 1-3）、組織も新たに編成する必要があったのである。戦前の統計職員で戦後の琉球統計担当部局に携わった者はおらず（沖縄民政府知事官房人事課, 1949）、統計専門家に該当する人物も存在しなかった。さらに、離島が多くその調査に費用を要する一方、財政規模が小さいために予算や職員が少ないという制約条件も存在した。予算について⁵⁾、琉球政府の財政は住民の直接的負担が原則とされていたために規模が小さく、55年度の琉球政府の予算は約18億円、中央統計局の予算は約1,141万円であった（琉球政府企画局予算課, 1955-56）。米国政府による援助は琉球政府予算の10%前後であり⁶⁾、日本政府からの援助については、琉球への日本の影響力が強まることを懸念した米国が受け入れに消極的だった。また55年における琉球政府全体の職員定数7,186人に対し、中央統計局は106人であった（琉球政府, 1955）。このような条件下で発足した琉球政府の統計制度は、予算と職員を集約するために日本の分散型とは異なる集中型の制度をとった⁷⁾。

2. 統計調査および統計制度の整備 (1952年から56年)

2.1 標本抽出理論の導入

1952年に琉球政府設立以前の各統計担当部局を統合し琉球政府行政主席統計局が設置され、53年には琉球政府統計部へと改組された。行政主席統計局および統計部は、琉球政府設立以前に実施されていた各種調査を引き継ぐとともに新規の調査も開始し、以下3調査に対して標本抽出理論の導入を試みた。

51年に開始された「消費者価格調査」は当初、都市のみを対象とする日本の「消費者価格調査」とは異なり、都市と農村を区別せずに全琉球を調査対象とした⁸⁾（琉球政府行政主席統計局, 1952b: 1）。しかし数度の改定を経て、後継調査である「消費実態調査」は55

年に調査対象を「都市」8市町村かつ「勤労者世帯を含めた消費世帯」に限定した（琉球政府統計部庶務課（1956b：69）。51年時には900世帯だった調査世帯数は、55年以降325世帯に減少している。また、54年からは農家のみを対象とした「農家経済調査」が有意抽出法によって行われた（琉球政府統計部庶務課，1955：74）。

51年から開始された「労働力調査」も調査開始時には全琉球、52年に沖縄本島のみと調査対象を限定したが、53年からは全琉球を調査した（琉球政府統計部，1954：19）。

農作物に関する統計調査にも標本抽出理論が導入されたが、地図情報が整備されていないために調査は難航した。「農業生産見積調査」は母集団リストとして「市町村土地台帳」を用いたが、これは実態を直接反映したものではなく、単位も「筆」であった。よって、調査員は「あちらこちらと、歩き廻り附近の筆の状況や、地物等によって判断」して調査筆を特定する必要があった。「部落より遠く離れた所や、不案内の場所や、無人の所とか、又は地図と現状とが甚だしく変更している所などは全く困惑せざるを得ない」と、調査には困難が伴った（琉球政府行政主席統計局経済第二課，1952）。こうして特定した調査筆を調査員が歩測と坪刈によって調査した。しかし調査難航のため、調査開始時に77,875筆であった標本の大きさは、8か月後には38,210筆に削減された。また「本調査の目的は原則的に全琉の生産高を推定」することであり、「予算その他の制約により群島別、市町村別の推計は困難である」ため、これらについては「別に表式調査方法（駐在調査官並市町村当局の見積）により作成し、本調査の欠陥を補う」こととした（琉球政府統計部庶務課，1956a：28）。55年には「農業生産調査」へと名を改め、都市地区や交通不便な離島などを調査対象から除外し、除外した地域の一部には表式調査を行うようになった（琉球政府企

画統計局統計基準課，1958c：31）

標本調査に加えて、統計部は行政資料の提供にも取り組む必要があった。例として、「近時市町村の現勢が一覧してわかるような統計書の刊行について各方面からの強い要望」を受けて53年に発行された、「1952年市町村勢要覧」がある。この要覧は、人口、住宅、農業の一部には50年「国勢調査」、「農業センサス」の数値を用いたが、その他の項目は統計部による表式調査の結果や、他部局から提供された資料に基づいていた（琉球政府統計部，1953：1-6）。

前述した標本抽出理論を用いた調査の設計は、日本から招聘した統計数理研究所の水野坦が行ったものである。水野は統計調査において「信頼度が計算されていなければ正しいとはいえない」と、標本抽出理論を重視していた（伊志嶺安進，1959：27）。加えて、一般の関係者に「統計とは安易なもの、いい加減なもの」と認識させてしまう可能性があるため、表式調査も含め「信頼すべからざる資料の存在は資料の不存在より遥に有害、無益」であるとも述べている。行政資料としての統計不足については類似資料、国連の数字からの推計、業務統計の活用を提言していた（水野坦，1966-67：9-10, 16, 20, 34）。

琉球の標本調査はこのような立場をとる水野の設計によって開始されたが、その制約条件から調査に支障をきたし、調査対象の限定や有意抽出法による調査、表式調査の併用が行われた。

2.2 統計調査数の限定

琉球政府と統計部は、標本抽出理論と実測に基づく調査が困難であるという状況に対し、統計の区分を法規で定めることによって対処しようとした。1954年、琉球政府は日本の「統計法」を参考に琉球の「統計法」を全面改訂した（琉球政府，1954）。条文のほとんどに日本の「統計法」の文言がそのまま用いられ

たが⁹⁾、組織形態を集中型とすることと、指定統計調査の内容は異なった。日本の指定統計は各省庁や地方公共団体によっても作成されるが、琉球では「統計部以外の行政事務部局（以下「部局」という。）は、指定統計調査を行うことはできない」と規定された。琉球の指定統計調査は日本返還までの間に第21号まで指定されていた（表1）。

指定統計調査以外の統計調査について、日本では届出統計と承認統計が存在していた。日本の「統計法」第8条で、指定統計調査以外の統計調査を行う場合に、調査実施者が調査

表1 指定統計一覧

指定年	調査名	指定 番号	調査 開始年	調査 終了年
1954	小売物価統計調査	第1号	1951	継続
1954	消費実態調査	第2号	1953	1957
1954	労働力調査	第3号	1951	継続
1954	農業生産見積調査	第4号	1952	1955
1954	民間給与実態調査	第5号	1954	1955
1954	農家経済調査	第6号	1954	1957
1955	1955年臨時国勢調査	第7号	1955	-
1956	工業統計調査	第8号	1956	継続
1956	農産物生産費調査	第9号	1954	継続
1957	土地標本調査	第10号	1957	1963
1957	世帯標本調査	第11号	1957	継続
1957	事業所標本調査	第12号	1957	継続
1958	1958年事業所基本調査	第13号	1958	-
1960	1960年国勢調査	第14号	1960	-
1961	事業所基本調査	第15号	1961	継続
1963	農地調査	第16号	1963	-
1964	農業センサス	第17号	1964	-
1969	1965年臨時国勢調査	第18号	1965	-
1969	住宅統計調査	第19号	1969	-
1970	1970年国勢調査	第20号	1970	-
1971	1971年農業センサス	第21号	1971	-

出所：筆者作成。琉球政府企画統計局統計基準課（1957：12-29）を基礎資料とし、『琉球統計報告』、『統計月報』、『琉球統計月報』、『沖縄統計月報』各巻と照合して作成した。

注1：調査開始後に指定された調査は、調査開始年と指定年が一致しない。

注2：終了年が「-」の調査は1回限りであり、「継続」の調査は日本返還直前まで継続された。

事項を行政管理庁長官に届け出なければならぬと定められたのが届出統計である。この条文を参考に、琉球政府の「統計法」第9条では、「統計部以外の部局が必要と認める指定統計調査以外の統計調査」を行う場合に、調査事項を行政主席に報告しなければならないと定めた。この法改正に際し統計部統計官の宮城吉正は、琉球では集中型制度をとる必要があることを前提とした上で、基本的統計を整備するためには業務統計および部分的な統計を統計部以外の部局に移管しなければならないと述べた。その理由として、「国家的行政が行われている琉球の特殊的政治形態に於て行政的要求を満足させる基本的統計」作成に必要な予算と人員が不足する中では、移管によって統計部は基本的統計の整備に注力でき、他部局は「その政策立案を行うための統計資料を必要なときに作成できる」ことを挙げていた（琉球政府企画統計局，1951-65：4-7）。

「報告を要する統計調査の範囲に関する規則」が56年に定められ、他部局が作成する「報告を要する統計調査」（以下、「報告統計」と呼称する）として67調査が選定された（琉球政府，1956）。「指定統計の精度と利用度の向上を図るため、その整備強化に専念すべき必要性が痛感されるので、業務資料的な指定統計以外の統計については」「それぞれ関係部局に移管することに決定され」たのである。このとき移管された「業務資料的な指定統計以外の統計」には、「統計理論に基づく調査の方法でなく、表式調査の方法でなされた精度の低い業務資料的な統計調査」も含まれた（琉球政府企画統計局統計基準課，1957：10）。実際に、報告統計には「砂糖生産高調査」、「庶茎生産高調査」、「漁種別水揚高調査」などの調査を要する統計が選定されていた。

上述の通り、統計部統計官の宮城は他部局が必要に応じて統計資料を作成することを想定していたが、報告統計は67調査に限定された。また、他部局が新たな統計を作成する際

の手続きなどは定められておらず、調査数を維持することが想定されていたようである。これは統計部が集中型制度を維持し、他部局による「表式調査の方法でなされた精度の低い」統計の増加を避けるためだと考えられる。表1を見れば、報告統計の規則が定められた56年時点で継続的に実施されている調査は6調査である。すなわちこの時点における法規で定められた調査は、指定統計6調査、報告統計67調査の計73調査であった¹⁰⁾。

標本抽出理論に基づく調査や実測調査が難航し、有意抽出法による調査や表式調査が併用されているという状況に対処するため、政府統計に関する法規が定められた。これらの法規は、統計部でも他部局でも作成する統計を少数に制限した上で、これらの整備改善を目指すという方針に基づいており、正確さを重視した決定であったといえる。ただし報告統計の規則では、他部局が新たに調査を作成する際の手続きが定められていない。よって、新たな業務統計が生じた場合に統計部がこれを把握できない可能性があった。また、業務統計も含めて作成する統計数を制限するということは、行政資料としての統計情報量が制限されることを意味していた。

3. 調査体系の改革と問題点

(1957年から60年)

3.1 「三大標本調査」

1957年、琉球政府は標本抽出理論に基づく土地調査の設計のため、琉球政府予算によっ

て総理府統計局の水野坦（以前は統計数理研究所に所属）を招聘した（琉球政府総務局渉外広報部文書課（1956：63-65）、琉球政府企画局予算課（1957-58：169）。水野は土地調査だけではなく、琉球政府の中央統計局が管轄する調査体系の全面的改定を主導し、「三大標本調査」という体系を設計した。これは、重複している調査を統合すること、有意抽出法による調査や表式調査を廃止し、標本抽出理論に基づく調査や実測調査に改めることを目的としていた。なお、57年に琉球政府の中央統計局は統計部から企画統計局へと名を改めている。

「三大標本調査」は土地、世帯、事業所という3つの「標本網」を整備し、企画統計局の調査はすべて、「標本網」のいずれかを用いて実施するという設計になっていた。すなわち、世帯を対象とする調査であればすべて「世帯標本調査」で整備された「標本網」を使用して調査するのである。これは継続して行う基本調査と、必要に応じて実施される附帯調査によって構成された（表2）。

琉球政府企画統計局統計基準課（1957：8-12、1958c：30-32）によれば、「世帯標本調査」は55年における臨時国勢調査の際に設定した4,052調査区から水面調査区14、寄宿舎や病院などの調査区17、無人調査区851を除いた3,170調査区を対象とする、標本抽出理論に基づいた調査であった。「世帯標本調査」の1つである「世帯経済調査」は、上記の調査区から無作為抽出した月当たり約2,700世帯を

表2 「三大標本調査」

標本網	主な基本調査	附帯調査
土地標本調査	「農作物作付面積及び推定実収高調査」「耕地面積調査」	—
世帯標本調査	「労働力調査」「世帯経済調査」	「移民希望調査」等
事業所標本調査	「事業所基本調査」「勤労統計調査」「工業統計調査」 「小売物価調査」「農村物価賃金調査」	「平均給与額の増減理由調査」等

出所：琉球政府企画統計局統計基準課（1957：8-12、1958a：16、1958b：58-59、1958c：30-32）、琉球政府企画局統計庁総務課（1964：69）より筆者作成。

調査した。この調査は、琉球では「農家世帯、勤労世帯あるいは一般世帯といってもその間の区別はむつかし」いため、これらの区別を撤廃し、世帯を対象とする調査問の「重複を避けて、予算の効率的運用を図り」、「間隙を埋めて利用度を高める」ことを狙いとしていた。「世帯経済調査」の開始により、「都市」を調査対象とする「消費実態調査」と有意抽出法による「農家経済調査」は廃止された。全世界帯を同一の基準で調査することで、「琉球を経済総合的に検討」することが容易となった。一方で、調査結果は「耕地経営規模別勤労収入」を沖縄本島4地区と宮古、八重山の計6地区別に公表したため、市町村別や農家のみの数値は得られなくなった。

琉球政府企画統計局統計基準課(1958b: 57, 1958c: 30-32)によれば、「土地標本調査」の基本調査である「農作物作付面積及び推定実収高調査」は、一部地域を調査対象から除外し、市町村別結果のために表式調査を併用していた「農業生産調査」の後継調査にあたる。作付面積については、全琉球を調査対象とし、「市町村土地台帳」を母集団として無作為抽出した月当たり約9,000筆について対地見積もりを行った。その中から調査対象の作物が作付されている調査筆をリスト化して無作為抽出し、約150から400筆について坪刈を行うことで推定実収高を調査した。推定実収高調査を行うのは水稻、甘藷、甘蔗、大豆、麦類の5作物であり、これら主要作物以外の作物は作付面積のみを調査した。

「事業所標本調査」は、事業所を対象とする調査の統合を企図して設計されたが、整備は遅れていた。基本調査の「工業統計調査」、「事業所基本調査」、「勤労統計調査」はいずれも全数調査であって標本調査ではない。また、「小売物価調査」と「農村物価賃金調査」は有意抽出法によっていた。

三大標本調査は少数の調査に注力して正確さの向上を目指すことを目的としており、こ

れは法規を制定した際の方針と同様であった。企画統計局は、「周囲の事情が許すならば個別の問題はしばらく犠牲にして、^{原文のまま}まづ第一に琉球の現状を住民の経済的、社会的、文化的活動の^{原文のまま}総ゆる面から大まかに見ても把握出来るように統計の体系を整えていくのが仕事の順序」としていた。一方で、集中型制度では他部局が企画統計局に対し、各々の個別的目的に適した可能な限り詳細な統計を要求せざるを得ないことも理解しており、「現状と妥協しつつ理想的な方向に努力して行く以外に方法がない」と考えていた(琉球政府企画統計局統計基準課, 1958b: 59-60)。

3.2 指摘された問題点

三大標本調査が開始された翌年には、琉球「政府の各部局は、業務運営上統計作成の必要に迫られ、自局に必要な統計を自局で調査集計せんと機運」にあった。その理由について企画統計局は、「現行統計法は、複合統計制度(筆者注:分散型)を参考にして制定したため、単一統計制度(筆者注:集中型)である琉球の諸行政運営に支障をきたす点が多い」ためだと考えていた(琉球政府企画統計局, 1951-65: 71)。事実、他部局は三大標本調査では十分な行政資料を得られず、法規上では新規の統計が作成できなかつた。一方で、参考にした日本の法規は各省庁が統計を作成することが前提にあるため、他部局が新規の統計を作成した際の罰則などが存在しなかつた。行政資料を得るため、他部局が法規外で統計を作成していくのは当然の帰結といえるだろう。1959年、企画統計局は集中型制度の強化を目的に、他部局が行う統計事務の監査、総合調整を企画統計局の権限とすべく「統計法」の改正を試みたが、審議未了により廃案となった(琉球政府企画統計局, 1951-65: 40, 50-51)。結果、法規外で他部局が作成する統計は増加し、企画統計局はこれを把握することができなかつた。

また「農作物作付面積及び推定実収高調査」では、5作物以外の作物について推定実収高が得られないことが問題視された。中でも50年代半ばから琉球の主要産業の1つへと急成長したパイナップルの統計が必要とされ、59年には有意抽出法による「パイナップル生産費調査」が開始された（琉球政府計画局統計庁総務課，1961：46）。

このような状況にあった琉球の統計に対し、日本から招聘された統計専門家は問題点の指摘や改善案の提示を行った。鈴木・石川（1958）は、国民所得推計の際に資本の減価償却が達観調査によっていることを改善点として挙げた¹¹⁾。さらに「世帯経済調査」における農家の規模別、地域別の結果や、個人企業調査など新規の統計調査の必要性も指摘した。

59年に招聘された一橋大学教授（元総理府統計局長）森田優三は、調査が難しい地域を調査対象から除外することで、正確さが多少下がったとしても費用節減を図ることを提案した。このとき森田は、琉球における調査が難しい地域として、交通不便な上に被調査世帯の主な職業が林業であるために早朝か夜間にしか調査できない場所や、定期便が寄港しない離島を事例として取り上げている。また、調査区設計の基礎となる地図の整備、工業統計、販売、サービス統計調査を新規に実施する必要があると述べた（琉球政府企画統計局編，19??）。

60年に招聘された総理府統計局の守岡（1960）は、「統計の精度を問題にするにしても、とにかく有は無に勝る」という考えに基づき指導を行った。法規については、「報告を要する統計調査の範囲に関する規定」を全文改正し日本の届出統計方式に改めること、他部局や市町村でも指定統計を実施可能にすることを提言した。三大標本調査について、現状では「標本網」ごとに調査を設計しているが、調査の内容に応じて複数の「標本網」を利用するなど、調査の内容によって調査体系を

考える必要があると指摘した。企画統計局の実態が集中型の組織ではないことも指摘し、集中型組織であることに固執する必要はないとも述べていた。

森田と守岡はともに、標本調査のもつ欠点も挙げた。標本調査は「小母集団の調査に際しては高い精度を得るためには抽出率を高くする必要」があり、「全国的な調査であっても市区町村別に結果を表章しなければならない場合には精度が落ちるという欠点もある」。両者はこれらの欠点を補うため、表式調査の活用を提言した。実際に琉球では65年と時代は下るが、「世帯経済調査」の結果表のうち「家禽家畜飼養戸数及び飼養頭数」が、標本調査であるために精度が低く、他部局や米国民政府は畜産課の表式調査による資料を利用しているという理由で廃止されている（琉球政府企画局統計庁分析普及課，1965：3）。

調査数を少数に限定して正確さの向上を目指すという企画統計局の方針は、行政資料が十分に得られないという課題に直面し転換を余儀なくされた。

4. 統計調査の再整備と新たな課題

（1961年から69年）

4.1 統計調査の再整備

上述のような課題を有する琉球の統計は、1961年から新たな局面を迎えた。これまで米国は日本と琉球の関係が緊密となることを避けるため、日本政府による琉球への技術、資金援助の受け入れに消極的であった。しかし、59年に「経済、教育、戸籍その他の分野」について、技術面での援助を米国は受け入れた。61年には池田・ケネディ会談で、資金面も含めた援助の開始について合意に至った（宮里正玄，1966：142）。これにより琉球政府の財政規模は拡大し、中央統計局の予算も増加した（琉球政府，1962-72）。

統計分野では61年以降、技術援助と予算の増加により統計調査の再整備が実施された。

なお同年、琉球政府企画統計局は計画局統計庁へと改組されている。農業に関する統計では、51年以来2回目となる農業センサスが64年に実施された。これ以降、農業に関する統計の母集団には農業センサスの調査区が用いられるようになったが、これは60年国勢調査の調査区を基礎としていた。すなわち、母集団が土地から世帯に変更されたのである。これまで利用されていた「土地台帳」はいまだに実態を反映した資料ではなかったため、ようやく農業関係の母集団が整備されたといえる。他方、63年に調査作物の少なさを理由に「農作物作付面積及び推定実収高調査」が廃止された。一時は便宜的に表式調査と見回り調査を行い、65年からは農業センサスの調査区を母集団とする「農業生産統計調査」が実施された。この調査の項目数は66年と68年の改定で増加され、より多くの統計が得られるようになった。一方でパイナップルに加え、水稲と甘蔗についても61年から有意抽出法による「農作物生産費調査」が実施された。

他にも、日本の統計専門家からの指摘を反映した統計整備が進められた。61年以降の「世帯標本調査」では5世帯以下の調査区と9つの離島が新たに調査対象から除外され、調査の簡略化が図られた（琉球政府企画局統計庁総務課，1962a：1，1963b：40-41）。販売業やサービス業を調査する「個人企業調査」、国民所得推計に必要となる付加価値や在庫の調査を目的とした「法人企業調査」も実施された。また、これまで全数調査であった「勤労統計調査」が68年から標本調査となった。このとき、「5人以上の常雇を有する事業所」の母集団には「事業所標本調査」の調査区が、「4人以下の常雇を有する事業所」には「労働力調査」の調査区すなわち「世帯標本調査」の調査区が利用された（琉球政府企画局統計庁分析普及課，1969c：1）。守岡が提言していたように2つの「標本網」を1つの調査に用いることで、標本調査による「勤労統計調査」が

可能となったのである。

日本政府からの援助受け入れ開始により、これまでの課題であった統計調査の拡充と標本抽出理論に基づく調査の整備が共に進展した。一方で、今まで指摘されてきた点以外でも変化があった。第1に、調査対象の範囲拡大、調査における地域名の変更といった変化である¹²⁾。以前は日本に関するものを対象外としていた調査のうち、61年からの「勤労統計調査」では日系外資事業所が調査対象に含まれ（琉球政府企画局統計庁総務課，1962b：20）、69年からの「世帯経済調査」では日本政府の公務で駐留する者とその家族が調査対象に含まれた（琉球政府企画局統計庁分析普及課，1969b：1）。また66年以降の各調査で、今まで「琉球」と表記されていた箇所が「沖縄」に変更された（琉球政府企画局統計庁分析普及課，1967a：1，1967b：78，1968：2）。

第2に、物価調査の改定頻度が上がったという変化がある。「農村物価賃金調査」では57年以来61年、64年、66年に、「小売物価統計調査」では55年以来63年、68年、69年に調査品目の変更が行われた（琉球政府企画局統計庁総務課，1963c：69）。62年には「消費者物価指数」の基準年が54年から61年に変更され、指数品目数は173から206に増加し（琉球政府企画局統計庁総務課，1963a：62）、67年にも基準年を65年に改めた（琉球政府企画局統計庁分析普及課，1969a：67）。

4.2 新たな課題

以前から問題視されていた、地図情報の整備と他部局が作成する統計の把握については解決しないままに返還へ至った。水野（1966）によれば、統計庁の外部組織である統計研究会が調査した結果、他部局による統計の数は約300であったという。高橋・野元・野村・鈴木（1972b：70-75）が掲げた「部局庁別統計種目表」によれば、統計庁以外が作成する統計の数は403にのぼっていた。

1961年以降、個別の統計の改善を課題とした統計専門家の招聘が行われるようになった。例として「建築統計」では、統計作成の基礎資料である「工事届」の未届けが多く、正確さに問題があることが指摘された（上田・井上、1967：21-22）。また、「人口動態調査」も届出状況が問題となった。61年に琉球の医療について現地調査を行った相沢（1962）は、統計庁が作成する琉球の「人口動態調査」において乳幼児、新生児死亡率が日本本土と比べて「異常に低率」であると指摘した。相沢は60年度出生届の分析により届出遅れの多さを明らかにし、琉球では出生届の遅れと死産届出の規定がないために、統計上あらわれない新生児乳児死亡が多数存在する可能性を提示した。このような状況に対し、64年に招聘された厚生省の塩見（1964）も「人口動態調査の精度向上のため、調査以前の届出もれ、出生後の死亡、死産の把握を行なう実態調査の必要性がある」ことを指摘し、同年には「乳児死亡調査」が立案された（琉球政府計画局統計庁人口社会課、1964）。

このような動向は、今までの統計調査全体、行政資料の不在という大きな問題を中心とする状況から、個別調査へも目が向けられる状況への変化であると評価できるだろう。

より重要な変化として、日本本土の統計との比較可能性が問題となったことがある。日本政府からの琉球援助は、琉球の経済水準を他県と同水準に引き上げることを目標としており、計画の立案や成果の測定をするために日本本土と比較可能な統計が必要となった（上田・井上、1967：4）。

総理府統計局の高橋（1962）は、那覇市のみを対象とする「消費者物価指数」では全琉球と農家について、都市に限定している「小売物価統計調査」では町村についても指数を作成することを提言した。また、物価について「那覇（市）が東京（区部）にくらべて物価が割高であるとよく言われて」いるが、その際に

用いられている「消費者物価地域差指数」の試算方法に問題があると指摘する。この指数は、異なる調査品目から作成されている那覇と東京の「小売物価統計調査」を比較するため、両者に共通する品目のみを選出し算定された。那覇と東京の「小売物価統計調査」それぞれの全品目数に占める、選出された品目数の割合は那覇26%、東京22%にすぎず、比較に耐えうる方法ではないと高橋は問題視した。実際に琉球政府企画統計局統計基準課（1959）は、上記の方法によって算出した数値を用いた分析を行い、「琉球の消費水準は日本の消費水準の60%にも達しない低いものである」という結論を出していた。高橋は、「物価統計」が経済援助計画の多くの場面で利用される可能性が高い資料である以上、日本本土と琉球の双方が納得いく方法で作成する必要があると指摘した。

このような提言を背景に、前節で言及した物価調査に関する改定は進められていた。67年「消費者物価指数」の基準年改定の際には、「総理府統計局の消費者物価指数の基準年次と同一にするため」、「国連勧告並びに日本政府統計審議会答申を尊重して西暦の0、5で終る年に各種指数も基準年次を統一する計画」が立てられており（琉球政府企画局統計庁分析普及課、1969a：67）、比較可能性の向上が目標とされていたことが示されている。

61年池田・ケネディ会談を契機として、琉球の政府統計は新たな局面を迎え、行政資料の拡充と正確さの改善が同時に進んだ。一方で、日本本土の統計との比較可能性という新たな課題に直面したのである。

5. おわりに

1960年までの琉球政府統計の変遷には、戦後の政府統計をめぐる議論と、琉球固有の事情が要因として働いていた。政府統計をめぐることは、標本抽出理論の徹底による正確さの向上を重視する立場と、正確さが下がった

としても行政資料を拡充することを重視する立場があった¹³⁾。この議論には、標本抽出理論による調査では調査全域の結果を少ない調査対象から得られる反面、市町村別や品目別の結果は精度が下がるという特性も関係していた。琉球政府の中央統計局は日本から招聘した水野の指導の下、標本抽出理論に基づく少数の調査に注力するという、正確さの向上を重視する方針をとった。しかし政府統計の主要な目的は行政資料であり、他部局が必要としたのは個別の課題に対応する統計であった。水野は標本調査では得られない業務資料については類似資料や業務統計を用いることを想定していたが、他部局は類似資料を用いるよりも、有意抽出法による調査や表式調査であっても各々が必要とする統計を得ることを重視した。日本の統計専門家である森田や守岡らも、多少正確さが下がったとしても調査困難な地域は標本調査の対象から除外することで費用を節減すること、行政資料としての統計や国民所得推計のための統計を拡充することを提言した。このような統計への需要を満たすため、中央統計局はふたたび有意抽出法を用いて新規に統計を作成した。

ただし、中央統計局が他部局の作成する統計を把握できず、日本の統計専門家からも提言されていた業務統計の活用が困難であったのは、琉球固有の事情が要因だといえるだろう。報告統計では日本の届出統計のように新規に作成される統計を把握できず、集中型制度を強化して他部局が作成する統計の監査、収集にも失敗したために、中央統計局が把握できていない統計が数百件存在するという事態に陥った。集中型でありながら分散型の日本を参考にし、かつ統計専門家の育成が不十分なために琉球に適合的な法規や制度に改変

できなかったという琉球の事情が、このような結果を招いたのではないだろうか。

61年以降日本政府からの援助受け入れが開始されたことで、統計調査の拡充がなされると同時に、これまでの課題であった農業調査の母集団リストの整備や事業所調査への標本調査理論の導入も達成された。一方で、援助計画策定やその効果の計測が新たな課題となり、琉球の統計と日本本土の統計との比較可能性が新たな課題として重視されるようになった。

以上のような変遷過程から、琉球政府統計について次のような特質が見いだせるだろう。戦後、琉球は独立した1地域として行政運営上の資料にすることを主要な目的とし、幅広い分野についての統計を作成することが必要となった。また、個々の課題に対応するため、各部局は特定の分野に関する詳細な統計情報を求めるようになった。戦後になって本格的に導入された標本抽出理論に基づく調査では、詳細な統計情報を得るにはより大きな標本の大きさ、すなわち調査費用の増加を必要とする。よって琉球政府統計では、限られた予算や人員の範囲内で、行政資料の拡充と標本抽出理論による正確さを追求することの間で折り合いをつける必要が生じているのである。60年までの琉球では、制約条件が厳しかったためにこの点が特に問題になっていたといえよう。

返還が正式に決定した69年以降、琉球の政府統計は日本本土の政府統計との「一体化」を最大の課題とした。すなわち、独立した1地域である琉球政府の統計から、日本という国家に属する沖縄県の統計へと転換が求められるようになったのである。

注

- 1) 使用した「琉球政府文書」のうち、以下4点については沖縄県公文書館の簿冊情報に「資料日付」が記載されていない。よって、高橋(1962)と守岡(1960)については各資料第3画像目の手書きメモ、琉球政府企画統計局統計基準課(195?)については「国立国会図書館サーチ」の書誌情報を参照して資料作成年とした。琉球政府企画統計局編(19??)は作成年不明である。
- 2) 琉球政府「中央統計局」という呼称は、当時使用されていたものではない。しかし、琉球政府の統計担当部局は組織改編によって何度か名称を変えているため、これらを総称する際には便宜的にこの語を用いることとする。
- 3) 川手は、琉球政府の公務員制度を事例として米国民政府の介入する度合いが異なることを明らかにしている(川手, 2012: 350)。
- 4) 統計に米国民政府が関与した事例として以下3件を確認している。1958年「事業所基本調査」で、米国民政府労働部による就業状況調査の要望から調査内容を変更した(下地玄省, 1960)。57年「移民希望者調査」を米国民政府の依頼により「世帯標本調査」の附帯調査として実施した(琉球政府企画局統計庁統計基準課, 1969: 29)。63年「土地標本調査」が「1964年度予算編成時に米国民政府の予備勧告もあって1964年度予算の計上がなされていない」ため廃止された。(琉球政府計画局統計庁経済課, 1963: 17)。
「土地標本調査」は1957年から63年まで同様の内容で実施されており、60年には日本の統計専門家が有用性を問題視している。よって、統計調査と予算について細かな監査を行っていたというよりは、問題となった場合に対処していたということを示す事例だと考えられる。以上より、米国民政府は必要な統計の作成を統計局に要望する一方で、統計制度への関与は薄い可能性が高いといえる。
- 5) 琉球政府の予算と日米政府による援助については(池宮城秀正, 2009: 28, 50, 200)を参照のこと。
- 6) 援助額の決定は「米国民政府」ではなく、その上位組織である「米国政府」が行った。
- 7) 琉球政府立法院議会において「統計局を作ろうとした時にその権限が問題になって長い時間議論している間に軍から布令で出てしまった」(沖縄県議会事務局編, 2000: 575)との発言があり、「統計組織の集中化」は米国民政府から示された方針だと考えられる。
- 8) 本稿が対象とした時期において、基本的に「全琉球」から南北大東島は除外されていた。また1953年の奄美返還以前は「全琉球」に奄美群島を含む。
- 9) 琉球政府が参照したのは1954年直近の日本の「統計法」と考えるのが妥当である。よって、本稿で引用した条文は1954年時点のものである(内閣・総理府, 1947, 1952)。
- 10) 『統計月報』、『琉球統計月報』には、中央統計局による指定統計以外の調査が数件記載されている。しかし、これらの調査についての法規がなく、全体像を明らかにしうる資料も管見の限り存在しないため、調査の総数は確認できない。
- 11) 達観調査とは、「実査を行わずに調査表式に記入」する方法であり、記入される数値は憶測によるものである。佐藤正広(2020: 280-282)を参照のこと。
- 12) この変化は、援助受け入れの開始により日本が琉球への関与を強めたことで生じたと考えられる。
- 13) 近年の「統計の品質論」に関する議論を踏まえれば、以下のように整理できるだろう。1960年までの琉球の統計は、「正確性」と「ニーズ適合性」のどちらを優先すべきかが争点になっていたといえる。また、61年以降は日本政府からの援助受け入れ開始により「正確性」と「ニーズ適合性」の双方が向上した一方で、「比較可能性」が新たな問題になった。「統計の品質論」については、伊藤(2008)および総務省(2010)を参照のこと。

参考文献

- [1] 相沢龍(1962)「琉球列島の医療・保健衛生の実態：第3報人口動態の現況」、『長崎大学風土病紀要』第4巻第3号, pp.219-232.
- [2] 池宮城秀正(2009)『琉球列島における公共部門の経済活動』, 同文館出版.

- [3] 伊志嶺安進 (1959)「統計と私」,『琉球統苑』第2号, pp.27-29.
- [4] 伊藤陽一 (2008)「統計の品質論」,『統計』第59巻第4号, pp.2-8.
- [5] 上田尚一・井上喜代重 (1967)『統計整備改善のための報告書 総理府統計局 上田尚一 建設省計画局 井上喜代重 昭和42年10月10日』, 琉球政府文書, RDAE002161, 沖縄県公文書館.
- [6] 沖縄県議会事務局編 (2000)『沖縄県議会史 第16巻(資料編13 群島議会4)』, 沖縄県議会.
- [7] 沖縄県土地調査事務局編 (1975)『沖縄の地籍問題 経緯と現状』, 沖縄県土地調査事務局.
- [8] 沖縄民政府知事官房人事課 (1949)「戦争終了後に於ける県庁職員の動静調」, *Okinawa Prefecture Personnel*, 琉球列島米国民政府文書, USCAR 10188-10189, 国立国会図書館憲政資料室.
- [9] 川手撰 (2012)『戦後琉球の公務員制度史: 米軍統治下における「日本化」の諸相』, 東京大学出版会.
- [10] 川手撰 (2016)「戦後琉球の国勢調査: 琉球政府の行政における『日本との連続性』の検証」,『都市問題』第107巻第10号, pp.89-110.
- [11] 佐藤正広 (2020)「両大戦間期における公的統計の信頼性: 統計編成業務の諸問題とデータの精度について」, 佐藤正広編著,『近代日本統計史』, 晃洋書房, pp.267-285.
- [12] 塩見正 (1964)『琉球の人口動態調査の諸問題 厚生省大臣官房統計調査部人口動態統計課厚生事務官塩見正氏の報告書』, 琉球政府文書, G80003689B, 沖縄県公文書館.
- [13] 下地玄省 (1960)「旧局長真喜屋恵義氏の思い出」,『琉球統苑』第4号, pp.3-4.
- [14] 鈴木諒一・石川修太郎 (1958)『国民所得推計に関する調査報告書 経済企画叢書No. 03 1958年06月』, 琉球政府文書, 0000035306, 沖縄県公文書館.
- [15] 総務省 (2010)「公的統計の品質保証に関するガイドライン」, (参照日2022年4月7日 <https://www.stat.go.jp/data/guide/pdf/guideline.pdf>).
- [16] 高橋史朗 (1962)『物価統計の問題点』, 琉球政府文書, 0000123053, 沖縄県公文書館.
- [17] 高橋良宣・野元健作・野村陸仁・鈴木由利子 (1971)「戦後沖縄の経済統計(1)」,『地域研究』第1巻第2号, pp.81-110.
- [18] 高橋良宣・野元健作・野村陸仁・鈴木由利子 (1972a)「戦後沖縄の経済統計(2)」,『地域研究』第2巻第1号, pp.55-81.
- [19] 高橋良宣・野元健作・野村陸仁・鈴木由利子 (1972b)「戦後沖縄の経済統計(3)」,『地域研究』第2巻第2号, pp.59-80.
- [20] 高橋良宣・野元健作・野村陸仁・鈴木由利子 (1975)「戦後沖縄の経済統計(4)」,『地域研究』第5巻第1号, pp.29-68.
- [21] 内閣・総理府 (1947)『統計法・御署名原本・昭和二十二年・法律第一八号』, 御30214100, 国立公文書館.
- [22] 内閣・総理府 (1952)『統計法施行令等の一部を改正する政令・御署名原本・昭和二十七年・政令第二九七号』, 御34450100, 国立公文書館.
- [23] 水野坦 (1966)「沖縄の統計事情」,『統計情報』第15巻第10号, pp.292-296.
- [24] 水野坦 (1966-67)『統計整備改善のための報告書』, 琉球政府文書, RDAE002159, 沖縄県公文書館.
- [25] 宮里正玄 (1966)『アメリカの沖縄統治』, 岩波書店.
- [26] 守岡隆 (1960)『琉球統計の問題点』, 琉球政府文書, 0000123054, 沖縄県公文書館.
- [27] 琉球政府 (1954)「統計法」,『公報』, 0074号, 沖縄県公文書館.
- [28] 琉球政府 (1955)「行政事務部局職員定数規則」,『公報』, 0091号, 沖縄県公文書館.
- [29] 琉球政府 (1956)「報告を要する統計調査の範囲に関する規則」,『公報』, 0063号, 沖縄県公文書館.
- [30] 琉球政府 (1962-72)『一般会計特別会計歳入歳出決算』各年度版, 琉球政府.
- [31] 琉球政府企画局統計庁統計基準課 (1969)『琉球統計の沿革』, 琉球政府文書, RDAE002079, 沖縄県公文書館.
- [32] 琉球政府企画局統計庁分析普及課 (1965)『琉球統計月報』, 第122巻.
- [33] 琉球政府企画局統計庁分析普及課 (1967a)『琉球統計月報』, 第148巻.

- [34] 琉球政府企画局統計庁分析普及課 (1967b)『琉球統計月報』, 第149巻.
- [35] 琉球政府企画局統計庁分析普及課 (1968)『琉球統計月報』, 第150巻.
- [36] 琉球政府企画局統計庁分析普及課 (1969a)『琉球統計月報』, 第164巻.
- [37] 琉球政府企画局統計庁分析普及課 (1969b)『琉球統計月報』, 第171巻.
- [38] 琉球政府企画局統計庁分析普及課 (1969c)『沖繩統計月報』, 第172巻.
- [39] 琉球政府企画局予算課 (1955-56)『歳入歳出予算 1955年度 一般会計 所有者不明土地管理特別会計』, 沖繩県刊行物, G00022637B, 沖繩県公文書館.
- [40] 琉球政府企画局予算課 (1957-58)『歳入歳出決算 歳入決算明細書 歳出決算報告書 1957年度 一般会計特別会計』, 沖繩県刊行物, G80000308B, 沖繩県公文書館.
- [41] 琉球政府企画統計局 (1951-65)『統計法改正案 1958年12月1965年4月29日』, 琉球政府文書, RDAE002013, 沖繩県公文書館.
- [42] 琉球政府企画統計局編 (19??)『琉球の統計組織とその課題』, 琉球政府文書, 0000123061, 沖繩県公文書館.
- [43] 琉球政府企画統計局統計基準課 (1957)『統計月報』, 第38号.
- [44] 琉球政府企画統計局統計基準課 (1958a)『統計月報』, 第39号.
- [45] 琉球政府企画統計局統計基準課 (1958b)『統計月報』, 第40号.
- [46] 琉球政府企画統計局統計基準課 (1958c)『統計月報』, 第42号.
- [47] 琉球政府企画統計局統計基準課 (1959)「琉球と日本の消費水準比較」, 『琉球統苑』第2号, pp.51-54.
- [48] 琉球政府企画統計局統計基準課 (195?)『琉球統計の変遷』, 琉球政府文書, G80003862B, 沖繩県公文書館.
- [49] 琉球政府行政主席統計局 (1952a)『琉球統計報告』, 第2巻第3号.
- [50] 琉球政府行政主席統計局 (1952b)『琉球統計報告』, 第2巻第4号.
- [51] 琉球政府行政主席統計局経済第二課 (1952)「農林統計について」, 『統計琉球』創刊号, pp.8-11.
- [52] 琉球政府計画局統計庁経済課 (1963)「土地標本調査の廃止について」, 『農業生産統計調査に関する書類 企画文書1』, 琉球政府文書, 0000139065, 沖繩県公文書館.
- [53] 琉球政府計画局統計庁人口社会課 (1964)『乳児死亡実態調査関係資料』, 琉球政府文書, RDAE002095, 沖繩県公文書館.
- [54] 琉球政府計画局統計庁総務課 (1961)『琉球統計月報』, 第78巻.
- [55] 琉球政府計画局統計庁総務課 (1962a)『琉球統計月報』, 第84巻.
- [56] 琉球政府計画局統計庁総務課 (1962b)『琉球統計月報』, 第91巻.
- [57] 琉球政府計画局統計庁総務課 (1963a)『琉球統計月報』, 第93巻.
- [58] 琉球政府計画局統計庁総務課 (1963b)『琉球統計月報』, 第96巻.
- [59] 琉球政府計画局統計庁総務課 (1963c)『琉球統計月報』, 第97巻.
- [60] 琉球政府計画局統計庁総務課 (1964)『琉球統計月報』, 第112巻.
- [61] 琉球政府総務局渉外広報部文書課 (1956), “Invitation of Japanese Statistical Expert”, 『対米国民政府往復文書 1956年 発送文書』, 琉球政府文書, 0000153479, 沖繩県公文書館.
- [62] 琉球政府統計部 (1953)『琉球統計報告』, 第3巻第3号.
- [63] 琉球政府統計部 (1954)『琉球統計報告』, 第4巻第1号.
- [64] 琉球政府統計部庶務課 (1955)『琉球統計報告』, 第5巻第2号.
- [65] 琉球政府統計部庶務課 (1956a)『琉球統計報告』, 第5巻第4号.
- [66] 琉球政府統計部庶務課 (1956b)『琉球統計報告』, 第6巻第1号.

Historical change in the statistical system of the Government of the Ryukyu Islands under the United States'rule

Iramina Chinatsu*

Summary

The aim of this paper is to clarify the historical change in the statistical system of the Government of the Ryukyu Islands under the United States'rule and to examine its characteristics.

After World War II, it was necessary for Government of the Ryukyu Islands as an independent area to prepare government statistics as administrative documents, under constraints such as limited budget and statistical personnel, and the absence of statistical experts. In addition, conducting surveys based on sampling theory was also an issue. The Bureau of Central Statistics of Government of the Ryukyu Islands decided to focus on a few statistical surveys by sampling theory to improve accuracy. However, reflecting strong demands of other departments for statistics as administrative purposes, the purposive selection method surveys was used again. the statistical system of the Government of the Ryukyu Islands needed to find a compromise between the increase of administrative documents and the accuracy of sampling theory.

From 1961, due to the start of accepting aid from the Japanese government, both the expansion of statistical surveys and the development of sample surveys had progressed, whereas the comparability with the statistics of mainland Japan had become a new issue.

Key Words

History of statistics, Government statistics, Statistical survey, Comparability, Government of the Ryukyu Islands

* Hitotsubashi University, Graduate School of Economics
e-mail : ed153001@g.hit-u.ac.jp

Session overview

“Poverty and Inequality : New Challenges and New Statistical Responses”

The Virtual 63rd ISI World Statistics Congress 2021, The Hague

Eliseeva, Irina I. ^{*} and Dekina, Maria P. [†]

The Virtual 63rd World Statistical Congress of the International Statistical Institute was held remotely from July 11 to 16, 2021. Each participant had access to the conference platform, offering the possibility to connect to sessions online and offline.

Among the various topics covered in the congress programme, the measurement of pandemic impacts on poverty and inequality deserved special attention. In this regard, I.I. Eliseeva organized the session “Poverty and Inequality: New Challenges and New Statistical Responses”. The moderator was L.I. Nivorozhina, professor of Rostov-on-Don State University of Economics.

All the presentations of this session covered the various manifestations of statistical evaluation of poverty and inequality under modern conditions.

The virtual session began with the report “Poverty measurement: new challenges and statistical responses” by Eliseeva and Dekina. The speakers examined the influence of poverty in Russia in the context of decreased disposable income, the depreciation of the ruble, sanctions

and other restrictions due to the pandemic. The implementation of social policies aimed at reducing poverty depends to a large extent on the methodology used for the statistical measurement of poverty. The slowdown in economic growth and well-being after 2014 coincided with a change in the official statistical methodology for measuring poverty in Russia. Before 2021, Rosstat (Federal Service of State Statistics of Russian Federation) was based on an absolute measure of poverty, which was based on the composition and calculation of the cost of the minimum consumption basket, then they shifted to a relative measure of poverty. This measure is based on the income distribution of the population and defines the level of poverty as a portion of the median income.

Unlike the OECD methodology, the Rosstat defines the relative poverty rate at 44.2% of median income, which provides approximate equality in the measure of absolute poverty. An analysis of income distribution over the past five years shows a shift in the mean and median to the left, which corresponds to a downward trend. In these circumstances, the transition to a new methodology for determining poverty means reducing the poverty line. They concluded that Rosstat’s transition to methodology in developed European countries is premature.

* 正会員, St. Petersburg State University of Economics
e-mail : irinaeliseeva@mail.ru

† 非会員, St. Petersburg State University of Economics
e-mail : dekinamp@gmail.com

It was noted that the previous minimum market basket approach to measuring poverty was indexed annually according to the CPI.

When measuring poverty, estimates of hidden earnings are important. Professor L.I. Nivorozhkina and Dr. A.M. Nivorozhkin, Institute for Employment Research, Nürnberg, Germany, focused on the prevalence and magnitude of hidden household incomes in Russia. The report was based on Russian surveillance of the health and economic condition of the population in 2000-2017. An assessment was carried out on the basis of the Pissarides-Weber model of the hidden component of income and its impact on the reduction of inequality and poverty among Russian households.

When measuring inequality and poverty in modern conditions, it is necessary to analyze the well-being of different segments of the population and the psychological status of people in lockdown.

Dr. Yelena Stukalin of Tel Aviv Yaffo University College in Israel paid attention to the impact of the pandemic on growing inequality among students because of restrictions associated with COVID-19. Israeli students who entered the labour market during the pre-COVID-19 period lost their sources of income and suffered from increasing poverty and insecurity, seriously affecting their well-being and psychological well-being. In Israel, 84% of students were employed prior to the COVID-19 crisis, while 49% of students lost their jobs. Stukalin reviewed suicidal intentions and suicide rates among Israeli students during lockdown.

Dr. Mintod, Nikodeme Atchade, National University of Sciences, Technologies, Engineering and Mathematics, Benin, presented a report called “Risk estimation of COVID-19 spread between poverty clusters in Africa using Mar-

kov Chain modeling”. The speaker identified three groups of countries by poverty level and built Markov Chains for them for stationary distribution conditions, based on data on new coronavirus infections and poverty rates in African countries in 2020. This provided insight into the nature of the spread of COVID-19 in countries with varying levels of poverty. Wealthy African countries are more likely to have many new cases of COVID-19 than poor and middle-income countries. In spite of this, in absolute terms, poor and middle-income countries have more infected people than wealthy countries. This situation leaves poor countries and middle-income countries more vulnerable.

Prof. Helmut Maier, Leontieff Institute, Berlin, Germany, gave particular attention to justifying various measures of poverty in human society and in the ecosystem. The System of National Accounts (SNA) primarily does not account for significant social or organic production of the population, which can be estimated by the net reproductive rate. He stressed the importance of reflecting social development in the SNA. He also introduced new analytical possibilities using the example of the input-output table for Germany.

Each report was accompanied by a discussion on opportunities to measure poverty, the impact of the pandemic, the use of statistical and econometric methods, and future studies. Nivorozhkin and Dekina were discussants.

The ISI session “Poverty and Inequality: New Challenges and New Statistical Responses” made it possible to evaluate the new challenges of poverty and inequality in different countries. The session also identified other directions for the study of inequality and poverty as a global issue and the UN Sustainable Development Goals.

大屋祐雪会員を偲んで

森 博美*

パンデミックの終息が未だ見通せない2021年9月15日、大屋祐雪会員が逝去された。会員は学会会議での経済統計部門の設置に尽力され、学術の制度化という社会の潮流の中で同人的研究集団であった経済統計研究会の学術研究団体への組織化や学会誌への査読制度の導入など本会の礎を築かれた中心的功労者である。コロナ禍はその学恩に直接報いる告別の機会をも奪った。浅学の誇りを危惧しつつも以下に同会員の研究の歩みを筆者なりに紹介させていただき追悼としたい。（以下、敬称略）

友人の強い勧めで1947年に九州大学経済学部に入學した大屋は、学部時代に向坂逸郎に師事して『資本論』を、また高橋正雄の要請で出張講義に応じた北川敏夫からは推測統計学を学び『統計学の認識』（1948年 白揚舎）に出会っている。学生時代にはまた佐賀段階・自小作前進論で知られる田中定の本庄村農村実態調査にも参加している。この時期は、GHQ主導の下、消費者価格調査や労働力調査といった標本調査のわが国政府統計への本格的導入期でもあった。こういった学問環境さらには現実の政府統計の動きが大屋の思考基盤を形成し研究を方向づけることになる。

大屋が本格的に研究活動を開始した当時の社会統計学は、ソ連での統計学論争や国内での標本調査論争など社会経済分野への確率論や数理的手法の適用を巡って推計学・数理統計学派との対立の渦中であつた。そして社会

統計学の側では蜷川門下の第一世代を中心に、蜷川理論の社会科学方法論としての批判的継承、展開に向けた多面的取り組みがなされていた。

このような学問状況の中で大屋は、標本調査の技術性、統計制度論、さらには統計情報論へと研究を展開させる。その原点となっているのが、未完論文「社会経済体制と統計」における社会経済体制下での統計の在り様への着目である。それは大屋による統計の理論的技術的側面と歴史的社会的側面という二面性論、さらには社会的営為としての統計の作成・利用が持つ歴史的社会的被規定性の析出を目的とした「客観の視座」論として定式化される。統計学を社会科学方法論とする反映＝模写論に代わる資本論的反映＝模写論に基づく実質社会科学としての統計学がそれである。

1957年7月に関西大学で開催された経済統計研究会の第1回総会での研究報告「反映＝模写論の立場と統計学」で提起した客観の視座論が、その後の大屋理論展開のライトモチーフとなる。大屋の方法論説批判は、統計及びその作成・利用の歴史的社会的性格が方法論説では十分解明できないこと、そして対象反映性からの統計批判の在り方に向けられる。

方法論説が学問の規範性に基づく反映＝模写論という認識論の立場から科学的統計調査法・統計利用法として調査法論・利用法論の構築を目指しているのに対して大屋は、資本論的反映＝模写論として定式化した客観の視座論から既存の統計作成・利用の歴史的社会的

* 正会員，東北・関東支部

的存在根拠の解明を課題とする独自の調査論・利用論を展開する。大屋はこのような視点がすでに蜷川自身に混在し、上杉正一郎の第二義統計研究や木村太郎の広義の統計学といった形で蜷川門下生にも散見されるとする。しかし、方法論説の社会科学方法論としての純化が、それまで補論的・付随的ながらも取り上げられてきたこれらの側面を統計学の対象から放逐するというのが大屋の立場である。ちなみに、わが国における統計環境調査の嚆矢とされる1978年の九大調査は、都市化に伴う社会の変貌が政府統計調査の品質をどう変容させたかを具体的なデータによって実証するものであったが、そこには統計の社会的被規定性の解明という大屋の客観の視座からの問題意識、さらにはかつて自ら参画した農村実態調査からの経験が投影されている。

経済統計研究会以来の60年余の本会の活動の歴史を顧みるとき、大屋が提起した統計の歴史的社会的性格の解明という課題は、内外統計制度、統計体系、統計品質、統計史といった諸分野における研究成果としてその後結実している。

大屋によるもう一つの方法論説批判は、その対象反映性に基づく統計批判に対する疑問に根差している。方法論説が唱える統計の対象反映性とは、規範的理論を前提とした統計概念に基づき科学的(=階級的)統計作成過程を構成するもので、それと現実の乖離を統計の信頼性、正確性の問題として既存の統計・統計利用に対する批判を展開するというものであった。しかし現実の政府統計の統計概念は一般に方法論説の言う規範的理論とは異なり、また方法論説の提案通りの方法での代替統計の作成は人的にも経費面でも困難である。このように対象の方法化による認識の真理性の追究が実際には具体的な評価基準を構築しえないことが、統計批判を自ずと外在的にしていると大屋は論難する。

主著『統計情報論』(1995年 九州大学出版

会)は、統計の対象反映性に関して統計という情報形態に固有の情報制約を統計の経験批判論的性格として論じたものである。大屋は統計を個票情報の止揚の上に形作られる集計値を構成要素とする統計表として捉え、統計作成過程での様々な認識面での制約、すなわち統計情報の対象反映性という点での「形式性」を統計の経験批判論的性格として特徴づける。大屋によれば、統計情報が固有の情報制約を持つという統計情報論の視点こそが、対象の方法化に基づく統計批判の限界克服の鍵なのである。

さいごに、大屋が提起した論点に関して二点コメントしておく。

大屋は標本調査の技術性として標本抽出を抽出集計の論理によって説明し、標本調査に資本主義下の速報統計としての歴史的社会的適合性を見出した。後年大屋は「数神性」概念を導入し「統計数理の社会事業化」を論じている。商品の「物神性」を想起させるこの概念は、自らの技術性論見直しの契機にもなりうる要素を内在させている。その後論争は特に決着を見ないまま標本調査はその社会的存在の場を見出す。科学の論理としての因果性と技術の論理が持つ機能性・操作性という視点から捉え直した場合、当時の論点は一体どのような整理となるのであろうか。

大屋は統計情報論の展開にあたって、統計を「個票記載事実の揚棄の上に成り立つ…表形式と数字形態の社会認識」と規定する。統計作成情報が最初から集計量として収集される表式調査と異なり、個票調査によって取得される個体レコードという情報形態を持つ調査票情報は集計量にはない統計情報としての独自の展開可能性を内在させている。

個々の調査客体が背負う時空間的存在としての特性要素に調査票情報が規定されていることは、調査票情報それ自体の時空間的拡張可能性を示唆する。また、調査票情報は集計

表の体系ではなくまさに個票情報の体系として
個体ベースでの様々なタイプのリンケージ
による情報次元の拡張可能性を内在させてい
る。調査票情報が持つ情報特性という観点か
ら見た場合、調査票情報の止揚という集計過
程はその潜在的展開可能性の喪失過程でもあ
る。個々の調査票情報は、集計量に基づく統
計表の体系からは到達できない新たな統計的

認識、統計情報の形態、さらには新たな統計
作成方法の開発等の契機となりうる潜在的情
報価値を内在させている。それは取りも直さ
ず大屋が経験批判論的としてきた統計が持つ
限界への挑戦でもある。そこでは主体の視座
に立つ者のみが挑戦権者となりうるのは言う
までもない。

支部だより (2021年4月～2022年3月)

北海道支部

下記の通り、支部研究会が開催されました。

日時：2021年8月31日(火) 14:00～17:00

場所：Zoom ミーティング

報告：

1. 鈴木雄大（北海学園大学経済学部）
生活扶助相当CPIを用いた生活扶助基準額引下げをめぐる現状とその学術的検討
2. 古谷次郎（北星学園大学経済学部）
アメリカの初等中等教育における統計教育に関するガイドライン

日時：2021年10月2日(土) 14:00～17:00

場所：Zoom ミーティング

報告

1. 丸山洋平（札幌市立大学）
地域指標の客観的解釈に関する一考察 — 地域別ランキングの批判的検討を通して
2. 大澤理沙（釧路公立大学）
食習慣と健康に関する考察

(水野谷武志 記)

東北・関東支部

下記の通り支部例会（リモート形式）が開催された。

日時：2022年1月8日(土) 13:30～17:00

場所：リモート形式

報告：

1. 倉田知秋会員（環太平洋大学）
産業連関表推計における供給表・使用表についての考察
2. 水野谷武志会員（北海学園大学）
生活時間統計における国際的なガイドラインの検討
— 国連統計部と欧州連合統計局の動向を中心に

(上藤一郎 記)

関西支部

関西支部例会は下記の通りリモート形式で開催されました。

日時：2021年4月17日(土) 14:00～16:10

場所：Zoom ミーティング

報告：

1. 橋本貴彦（立命館大学）
労働者階級における金融サービス負担と搾取
2. 小川雅弘（大阪経済大学）
国民経済計算から見たマルクス再生産表式

日時：2021年7月24日(土) 14:00～17:15

場所：Zoom ミーティング

報告：

1. 大井達雄（立正大学）
観光地の人流データを使用した需要変動分析
2. 池田 伸・長澤克重（立命館大学）
アマゾンのパラドクス：ec, プラットフォームと「フライホイール」

（村上雅俊 記）

九州支部

九州支部例会は下記の通り、九州経済学会の分科会としてリモート形式で開催されました。

日時：2021年12月4日(土) 14:00～14:40

場所：リモート形式

報告：

1. 中敷領孝能（熊本学園大学）
普通の私大経済学部の基礎的統計学とデータサイエンス

（松川太一郎 記）

機関誌『統計学』投稿規程

経済統計学会（以下、本会）会則第3条に定める事業として、『統計学』（電子媒体を含む。以下、本誌）は原則として年に2回（9月、3月）発行される。本誌の編集は「経済統計学会編集委員会規程」（以下、委員会規程）にもとづき、編集委員会が行う。投稿は一般投稿と編集委員会による執筆依頼によるものとし、いずれの場合も原則として、本投稿規程にしたがって処理される。

1. 総則

1-1 投稿者

会員（資格停止会員を除く）は本誌に投稿することができる。

1-2 非会員の投稿

- (1) 原稿が複数の執筆者による場合、筆頭執筆者は本会会員でなければならない。
- (2) 常任理事会と協議の上、編集委員会は非会員に投稿を依頼することができる。
- (3) 本誌に投稿する非会員は、本投稿規程に同意したものとみなす。

1-3 未発表

投稿は未発表ないし他に公表予定のない原稿に限る。

1-4 投稿の採否

投稿の採否は、審査の結果にもとづき、編集委員会が決定する。その際、編集委員会は原稿の訂正を求めることがある。

1-5 執筆要綱

原稿作成には本会執筆要綱にしたがう。

2. 記事の分類

2-1 研究論文

以下のいずれかに該当するもの。

- (a) 統計およびそれに関連した分野において、新知見を含む会員の独創的な研究成果をまとめたもの。
- (b) 学術的な新規性を有し、今後の研究の発展可能性を期待できるもので、速やかな成果の公表を目的とするもの。

2-2 報告論文

研究論文に準じる内容で、研究成果の速やかな報告をとくに目的とする。

2-3 書評

統計関連図書や会員の著書などの紹介・批評。

2-4 資料

各種統計の紹介・解題や会員が行った調査や統計についての記録など。

2-5 フォーラム

本会の運営方法や統計、統計学の諸問題にたいする意見・批判・反論など。

2-6 海外統計事情

諸外国の統計や学会などについての報告。

2-7 その他

全国研究大会・会員総会記事、支部だより、その他本会の目的を達成するために有益と

思われる記事。

3. 原稿の提出

3-1 投稿

原稿の投稿は常時受け付ける。

3-2 原稿の送付

原則として、原稿は執筆者情報を匿名化したPDFファイルを電子メールに添付して編集委員長へ送付する。なお、ファイルは『統計学』の印刷レイアウトに準じたPDFファイルであることが望ましい。

3-3 原稿の返却

投稿された原稿（電子媒体を含む）は、一切返却しない。

3-4 校正

著者校正は初校のみとし、大幅な変更は認めない。初校は速やかに校正し期限までに返送するものとする。

3-5 投稿などにかかわる費用

- (1) 投稿料は徴収しない。
- (2) 掲載原稿の全部もしくは一部について電子媒体が提出されない場合、編集委員会は製版にかかる経費を執筆者（複数の場合には筆頭執筆者）に請求することができる。
- (3) 別刷は、研究論文、報告論文については30部までを無料とし、それ以外は実費を徴収する。
- (4) 3-4項にもかかわらず、原稿に大幅な変更が加えられた場合、編集委員会は掲載の留保または実費の徴収などを行うことがある。
- (5) 非会員を共同執筆者とする投稿原稿が掲載された場合、その投稿が編集委員会の依頼によるときを除いて、当該非会員は年会費の半額を掲載料として、本会に納入しなければならない。

3-6 掲載証明

掲載が決定した原稿の「受理証明書」は学会長が交付する。

4. 著作権

4-1 本誌の著作権は本会に帰属する。

4-2 本誌に掲載された記事の発行時に会員であった執筆者もしくはその遺族がその単著記事を転載するときには、出所を明示するものとする。また、その共同執筆記事の転載を希望する場合には、他の執筆者もしくはその遺族の同意を得て、所定の書面によって本会に申し出なければならない。

4-3 前項の規定にもかかわらず、共同執筆者もしくはその遺族が所在不明のため、もしくは正当な理由によりその同意を得られない場合には、本会が承認するものとする。

4-4 執筆者もしくはその遺族以外の者が転載を希望する場合には、所定の書面によって本会に願い出て、承認を得なければならない。

4-5 4-4項にもとづく転載にあたって、本会は転載料を徴収することができる。

4-6 会員あるいは本誌に掲載された記事の発行時に会員であった執筆者が記事をウェブ転載するときには、所定の書類によって本会に申し出なければならない。なお、執筆者が所属する機関によるウェブ転載申請については、本人の転載同意書を添付するものとする。

- 4-7 会員以外の者，機関等によるウェブ転載申請については，前号を準用するものとする。
- 4-8 転載を希望する記事の発行時に，その執筆者が非会員の場合には，4-4，4-5項を準用する。
1997年7月27日制定（2001年9月18日，2004年9月12日，2006年9月16日，2007年9月15日，2009年9月5日，2012年9月13日，2016年9月12日一部改正）

機関誌『統計学』の編集・発行について

『統計学』編集委員会

みなさまからの投稿を募集しています。ぜひ研究成果の本誌上での発表をご検討ください。

1. 原稿は編集委員長宛に送付して下さい(下記メールアドレス)。
2. 投稿は常時受け付けています。
なお、書評、資料および海外統計事情等の分類の記事については調整が必要になることもありますので念のため事前に編集委員長に照会して下さいをお願いします。
3. 次号以降の発行予定日は次のとおりです。
第123号：2022年9月30日
第124号：2023年3月31日
4. 原則として、すべての投稿が審査の対象となります。投稿に際しては、「投稿規程」、「執筆要綱」、および「査読要領」の確認をお願いします。最新版は、本学会の公式ウェブサイト (<http://www.jsest.jp/>) を参照して下さい。
5. 編集委員会は2022年4月から次の体制となります。引き続きよろしくをお願いします。
2022年度編集委員会委員長 佐藤智秋(東北・関東)
同副委員長 大井達雄(関西)
同委員 水野谷武志(北海道)、山口幸三(東北・関東)、西村善博(九州)

投稿、編集委員会についての問い合わせや執筆の推薦その他とも、下記編集委員長のメールアドレス宛に送付して下さい。

editorial@jsest.jp

編集後記

『統計学』の刊行が遅れましたこと深くお詫び申し上げます。『統計学』の投稿者のみなさま、そしてお忙しい中快く論文の審査をお引き受けいただきました査読者のみなさまに改めてお礼申し上げます。編集委員会の諸先生方には大変お世話になりました。編集委員会としては引き続き会員のみなさまの積極的な御投稿をお待ちしております。
(村上雅俊 記)

執筆者紹介

伊良皆千夏 (一橋大学大学院)
Irina I. Eliseeva (St. Petersburg State University of Economics)
Maria P. Dekina (St. Petersburg State University of Economics)
森 博美 (東北・関東支部)

支部名

事務局

北海道	062-8605 札幌市豊平区旭町 4-1-40 北海学園大学経済学部 (011-841-1161) mizunoya@econ.hokkai-s-u.ac.jp	水野谷武志
東北・関東	192-0393 八王子市東中野 742-1 中央大学経済学部 (042-674-3421) ysakata@tamacc.chuo-u.ac.jp	坂田幸繁(代行)
関西	580-8502 松原市天美東 5-4-33 阪南大学経済学部 (072-332-1224) m-murakami@hannan-u.ac.jp	村上雅俊
九州	890-0065 鹿児島市郡元 1-21-30 鹿児島大学法学部 (099-285-7601) matsukawa@leh.kagoshima-u.ac.jp	松川太一郎

『統計学』編集委員

委員長 村上雅俊 (関西, 阪南大学)
副委員長 佐藤智秋 (東北・関東, 愛媛大学)
委員 水野谷武志 (北海道, 北海学園大学),
山口幸三 (東北・関東, 総務省統計研究研修所), 西村善博 (九州)

統計学 No.122

定価 1,760円(本体1,600円)

2022年3月31日 発行	発行所	経済統計学会 〒112-0013 東京都文京区音羽1-6-9 音羽リスマチック株式会社 TEL/FAX 03(3945)3227 E-mail: office@jsest.jp http://www.jsest.jp/
	発行人	代表者 金子治平
	発売所	音羽リスマチック株式会社 〒112-0013 東京都文京区音羽1-6-9 TEL/FAX 03(3945)3227 E-mail: otorisu@jupiter.ocn.ne.jp 代表者 遠藤 誠

Statistics

No. 122

2022 March

Articles

Historical change in the statistical system of the Government of the Ryukyu Islands under the United States'rule

..... Chinatsu IRAMINA (1)

Foreign Statistical Affairs

Session overview "Poverty and Inequality: New Challenges and New Statistical Responses"
The Virtual 63rd ISI World Statistics Congress 2021, The Hague

..... Irina I. ELISEEVA and Maria P. DEKINA (15)

Obituary

In Memory of Dr. Yusetsu OYA

..... Hiromi MORI (17)

JSES Activities

The 65th Session of the JSES (20)

Activities in the Branches of the Society (31)

Prospects for the Contribution to *Statistics* (35)

Japan Society of Economic Statistics
